

改正

平成29年3月3日教育委員会告示第7号
令和3年9月1日教育委員会告示第13号
令和4年4月27日教育委員会告示第7号
令和5年10月3日教育委員会告示第13号

能登町教育、スポーツ及び文化大会等出場支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、教育、スポーツ、文化芸能等において優秀な成績を収めた町内の児童生徒の団体又は個人（以下「団体等」という。）を支援することにより、もって町の教育各分野の振興を図るため、この告示の定めるところにより、その経費の一部として出場支援補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助金は、町内在住者及び町立学校の児童生徒が、団体等で教育各分野における石川県の代表等として次に掲げる北信越規模以上の大会（以下「大会等」という。）に出場し、かつ、町の当該各分野の振興及び発展に大いに寄与すると認められる団体等に交付する。

- (1) 国際大会
- (2) 全国大会、全日本大会及び全国選手権大会
- (3) 北信越大会、北信越3県以上の地域に係わる大規模な大会
- (4) 前3号に類するものとして町長が特に認める大会

2 前項の規定にかかわらず、大会等への出場が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象と認めない。

- (1) 予選等がなく自薦のみにて出場する場合（オープン、記念、交流大会等）
- (2) 町外に本拠がある団体の一員として出場する場合（町内に本拠があり、チームの構成員のうち町内児童生徒数が過半数を超える場合を除く。）
- (3) 石川県の選抜チームの一員として出場する場合（国民体育大会、全日本・日本選手権（各種目別）大会、日本スポーツ協会に所属する競技協会・全国中学校体育連盟が主催又は共催する大会及びそれぞれの下部組織や傘下組織が主催又は共催する大会の場合を除く。）

(補助対象経費等)

第3条 補助金は、選手及び監督・コーチ・教員・その他引率者等（以下「監督等」という。）の大会等の出場に係る経費（選手及び監督等に対し、国、石川県その他の関係機関から補助金等が交付される場合においては、当該経費の額から当該補助金等の額を差し引いたものをいう。以下「補助対象経費」という。）の全部又は一部として、次項に定めるところにより交付する。

2 補助金の額は、別表に定める補助基準を基に算出した額とする。ただし、同一団体に対し1大会の補助額は30万円を上限とする。

(補助金の申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体等の代表者は、補助対象事業が完了した日の翌日から起算して14日以内に、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業経費実績明細書(様式第2号)及びその内容を証明する領収書等の写し
- (2) 全国大会等へ出場できることとなった予選等の内容がわかる書類
- (3) 出場した全国大会等における成績が記載された書類
- (4) 出場した全国大会等の内容がわかる書類

(補助金の交付決定等)

第5条 町長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付するかどうかを決定したときは、補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)によりその旨を当該団体等の代表者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた団体等の代表者が補助金の交付を請求しようとするときは、補助金請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、能登町教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月1日教委告示第13号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前のそれぞれの告示の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この告示は、令和4年5月2日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象経費

区分	補助対象経費として算定できる費用の内容	補助基準
交通費	選手等が開催地までの往復(学校所在地又は地域クラブの拠点地から大会開催地までの交通運賃)に要した交通費用 ※開催地域内において公共交通機関を利用した場合の移動費用は含まない。 【バス等借上料、高速代、燃料費等】	中学校の部活動及び当該部活動の地域移行に伴う地域クラブ活動に伴う大会 補助対象経費の全額 上記以外の大会 補助対象経費の1/3
宿泊費	大会等に出場したことにより要した選手等の宿泊費用(ただし、食事代等の費用は含まない。)	1泊につき1人当たり5,000円

備考1 大会等に団体で出場した場合において、選手及び監督等のうち、次に掲げる人数以内として町長が認める者をいう。

- (1) スポーツ大会に出場した場合 当該スポーツ競技に選手登録できる人数(補欠登録を含む。)に監督等1人以内(選手登録10人を超える団体等にあつては、監督等2人以内)を加えた人数

備考2 補助対象日数は原則として、開会式当日から閉会式当日までとする。ただし、開会式が早期の場合又は出場最終試合が午後3時以降(北陸3県以外の開催地)にあつては、前泊又は後泊を認める。